

令和7年第10回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和7年10月24日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和7年第10回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和7年10月24日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和7年10月24日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和7年10月24日 午前 時 分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
出席数7名 欠席数1名							
会議録署名委員	6番	木佐貫 一孝		8番	内村 初子		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	日程第1 議案第40号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第3 議案第42号 農業振興整備計画変更に伴う意見聴取について						
	日程第4 議案第43号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について						
	日程第5 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第6 議案第45号 非農地証明願による証明について						

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さん、おはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

村吉委員から欠席届が参っております。出席者 15 名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 7 年第 10 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名に 6 番木佐貫委員と 8 番内村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 1 件 3 筆、農用地等の利用権による賃借権の合意解約が 2 件 2 筆、使用賃借権による合意解約が 1 件 1 筆ありました。総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをいただきますようお願いいたします。

なお先月の総会資料で添付してあった合意解約に、地番の記載誤りがありましたので同じく資料の最後に修正して、添付させていただきましたので、こちらも後でご確認ください。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発信される方は必ず議長の許可を受け、発信くださるようお願いいたします。

初めに、日程第 1 議案第 40 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 3 件使用賃借権が 1 件あります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、更新 5 年の利用権設定でございます。
資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権の一番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請書は議案書に記載のある通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。ないですか。

質疑なしの声あり

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか？

異議なしの声あり

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第40号の農用地利用集積等促進計画案の意見については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第2議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請が出されたのは賃借権設定が5件、所有権移転が2件であります。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

賃借権設定の54番、貸人は〇〇さん、借人は、川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り新規10年の賃借権設定でございます。

次に55番、貸人は〇〇さん、借人は、川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載がされている通り、新規10年の賃借権設定でございます。

資料4ページをご覧ください。

次に56番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規10年の賃借権設定でございます。

なお農地の名義人は、〇〇さん、〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に57番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り新規10年の賃借権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料5ページをご覧ください。

次に58番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り新規10名の賃借権設定でございます。

資料6ページをご覧ください。

所有権移転の59番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。次に 60 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑はありますか。ないですか。

質疑無しの声あり

議長（大村）

質疑を終結いたします。本案は原案通り承認することに異議ありませんか？

異議なしの声あり

議長（大村）

異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。以上をもちまして、日程第 2 議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 3 議案第 42 号農業振興整備計画変更に伴う意見聴取について議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外について意見聴取を求められています。

資料 7 ページおよび 8 ページの有限会社〇〇さんからの農用地区域からの除外申請について現地調査を行っていますので、その報告を杉木委員よろしく願います。

杉木委員

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 10 月 15 日水曜日に、農用地区域からの除外に係る現地調査を、私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 人で行いました。なお関係者として申請人の有限会社〇〇より〇〇さんと〇〇さん、農地の持ち主である〇〇さんが出席されました。今回の申請の目的は、申請人である有限会社〇〇が自身の所有する雑種地に重機格納庫を建設した際に、誤って格納庫の一部を〇〇さんの農地に建ててしまったため、その部分を農用地区域内農地より除外し、追認による転用許可を取る事となっています。

なお、申請地は周辺の農地の広がりがあるが 10 ヘクタール以上であると思われるこ

とから、除外が決定されたとしても、転用が原則許可されない第1種農地に相当するものと思われませんが、今回の場合は、申請地は隣接地と一体として使用されるものであり、申請地の面積が全体の3分の1を超えないので、不許可の例外である「主として第1種農地以外の土地を事業に供するもの」に該当すると思われるため転用は可能であると思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ないですか。

質疑無しの声あり。

議長（大村）

質疑を終結いたします。本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議長（大村）

異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。以上をもちまして日程第3議案第42号農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取についての審議を終わりたいと思います。

次に、日程第4議案第43号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取についてを議題といたします。資料9ページをお開きください。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明させていただきます。今回の意見聴取は先月の定例総会において審議された、〇〇法人である〇〇の駐車場を目的として、転用される予定地の地域計画の変更についてです。現地調査の報告および申請内容の説明は、先月の定例総会がなされておりますので、省略させていただきますが

申請地は、農用区域内農地の外周部に位置していることから、計画を変更しても、周囲の営農状況に悪影響を及ぼすものではないと思われま

すが、したがって、地域計画を変更してもやむを得ないものであると思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。ないですか。

質疑なしの声あり

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。
異議なし。

異議なしと認めます。

議長（大村）

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
以上を持ちまして日程第4議案第43号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第5議案第44号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、議題といたします。

今回は申請が2件きており、1件の現地調査を行っております。

最初に資料10ページの有限会社〇〇さんからの申請について現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしく願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和7年10月15日、水曜日に転用にかかる現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として砂取業者の有限会社〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっております。申請地は転用が禁止されている農用地区域内農地に該当していますが、今回の申請では転用期間が1年間と限定されており、不許可の例外である「農地の一時転用」にあたるものと思われまます。

また、もし苦情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可がおりても特に問題はないものと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。ないですか。

質疑無しの声あり

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続いて資料 11 ページに有限会社〇〇さんからの申請地を資材置き場として、使用貸借するための転用申請がなされておりますが本件について、令和 7 年第 4 回定例総会において、農用地区域からの除外について審議がなされた際に現地調査の報告および転用内容の説明が行われておりますので、今審議では、内容の説明を省略させていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

質疑無しの声あり

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 5 議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 6 議案第 45 号非農地証明願いによる証明について議題といたします。

今回は申請が 1 件あり、現地調査を行っております。

資料 12 ページの〇〇さんからの申請につきまして、現地調査の報告を松留和江委員にお願いいたします。

松留和江委員

それでは報告させていただきます。令和 7 年 10 月 15 日水曜日に非農地証明にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として申請人である〇〇さんが出席されました。

申請地は現在登記上の地目は畑となっており、農地とされていますが、現地を確認したところ、既に 20 年以上農地としての耕作がされておらず、復元することも非常に難しいと判断されることから、非農地として判断することはやむを得

ないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。ないですか。

質疑無しの声あり

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議長（大村）

異議なしと認めます。
よって、本案は非農地として承認することに決しました。
以上で日程第 6 議案第 45 号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。
続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

11 月の予定についてですが、現地調査を 11 月 14 日の金曜日に行く予定です。
それから定例総会の方を 11 月 25 日火曜日、総会に伴う、申請の締め切りが 10 月 31 日金曜日です。
以上お願いします。

議長（大村）

ありがとうございます。
以上で、本日の議案は全て終了いたしました。
これをもちまして、東串良町農業委員会、令和 7 年第 10 回定例総会を閉会いたします。